

令和8年度茨城県立水戸高等特別支援学校の部活動に係る運営方針

1 部活動の基本方針

- 部活動をとおして自主的・自発的に活動する力を身に付け、協力して活動する力や責任感を養う。
- 共に活動することで信頼関係を深め、好ましい人間関係づくりの基礎を培う。
- 趣味や興味の幅を広げ、生涯にわたって明るく豊かな生活を送るための資質や能力を育てる。

【生徒】就労に向けた基礎体力の向上や豊かな心の涵養に向け、自主的・自発的な活動の実現を図る部活動の実践

【教員】全教職員の共通理解の下、安全に取り組める体制（2人以上の支援）

2 適切な休養を確保するための活動時間の管理の徹底

(1) 休養日（基本）

水曜日、金曜日、土曜日、日曜日の週4日間

※休業日に大会や演奏会等作品展等に参加する場合を除く。

※長期休業中（春季、冬季は全休。夏季の学校閉庁日は実施しない）

(2) 活動日時（基本）

○月曜日、火曜日、木曜日の週3日間 1時間（15:25～16:25）

※大会や演奏会の7日前から延長練習を、16:55までできる。（年度初めに計画を立て、管理職に伝える。）

※夏季休業中は90分（移動や準備・休憩等は含まない）程度とする。

○最大週合計6時間以内とする。

(3) 朝の活動

実施しない。

(4) 学校単位で参加する大会等の見直し

○参加する大会や練習試合等は、顧問・生徒で精査し、負担軽減を図る。

3 適切な運営のための体制整備

(1) 生徒による主体的な企画・運営の導入

部活動の企画・運営が、生徒による主体的なものとなるよう運営体制を構築する。

(2) 熱中症の防止

○環境省の熱中症予防情報サイトの暑さ指数（WBGT）の予測値や校内での計測を行ない、値により運動部の活動内容を検討する。（暑さ指数の実測値が31℃以上の場合は、屋外の活動を原則禁止）

○活動実施時は、こまめな休憩（15分ごと）、水分・塩分の補給を行う等、生徒の健康管理を徹底する。

(3) 事故、体罰、ハラスメントの防止

○体罰・暴力・いじめ・暴言・ハラスメントの根絶の徹底。

○事故の未然防止のため、施設、設備の点検を実施し、グラウンドや体育館等の管理を徹底する。

○教職員全員による心肺蘇生法やAED使用の研修の実施。（夏季休業中）

(4) 計画の公表

○年間活動計画を学校ホームページへ掲載し公表する。

4 生徒の多様なニーズを踏まえた活動環境の整備

○複数のスポーツ・文化芸術活動等を幅広く経験できるよう努める。

○地域との連携等において、演奏会や作品展等地域の文化活動のための環境整備を進める。

5 学校の働き方改革を踏まえた運営体制の構築

○顧問の指導者数の調整

・各部活動で指導者を2人以上に調整する。